

国土ニュース

第 261 号 令和 6 年 7 月 1 日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26 SKビル 4 階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue.co.jp>

編集責任者：上甲 寛

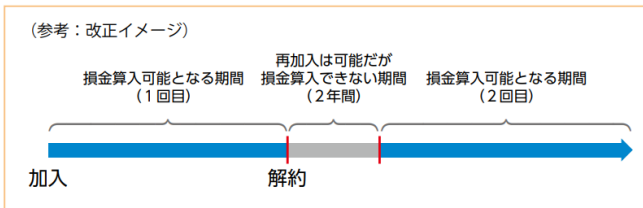
10 月 1 日以降はご注意を！

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入れでき、掛金は損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できます。

この制度が、令和 6 年度税制改正大綱により、10 月 1 日以降、『中小企業倒産防止共済』が改正されます。

内容としては、同共済を**令和 6 年 10 月 1 日以降に契約を解除した後、契約解除の日から 2 年を経過する日まで**に再度加入した場合、その掛金を損金算入できない（所得税についても同様）というものです。（出典：中小企業庁）



中小企業庁『中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について』によると、改正に至るまでの顛末は下記の通りです。

- ・平成 23 年 10 月に掛金積立限度額の増加(320 万円→800 万円)以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が急増
- ・解約手当金の支給率が 100%となる加入後 3 年目、4 年目に解約が大きくなるが、近年その傾向が特に顕著(約 33%が解約)
- ・解約してすぐに再加入する行動変容が発生、加入・脱退増加の一因となっている
- ・加入者全体のうち再加入者は 16%、**再加入者のうち 2 年未満に再加入する者は約 8 割**を占める
- ・加入者へのアンケートでは、共済への加入理由として、「税制上の優遇措置があるため」を理由とするものが約 3 割。うち、税制上の優遇措置のみを目的としたものが約 2 割となり、節税目的による加入推定者の増加が顕著

今度の改正は、上記を受けた措置になると思われますが、10 月以降も解約後の再加入自体は可能です。但し、掛金の損金算入が出来なくなりますので、従来と同様の利用を検討されていた方は十分にご留意ください。

また、改正前に解約をする場合でも、40 か月以上納めていない場合は掛金の全額が戻ってきません（12 か月以

上納めていれば掛金総額の 8 割以上が戻るが、12 か月未満は掛け捨て）ので合わせて注意が必要です。

これも SDGs

6 月 21 日（金）は「夏至（げし）」でした。夏至は、一年で一番昼間の長い日ですよ（反対に南半球は一年で一番昼間の短い日）。国立天文台のホームページによると、今年の夏至、東京の日の出・日の入りの時刻は、「日の出：4 時 26 分」「日の入り：19 時 00 分」とありました。

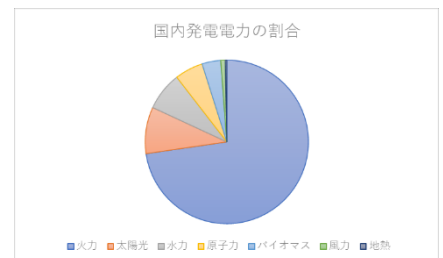
この晩、東京・大本山増上寺にて夜のイベント「100 万人のキャンドルナイト」が開催されました。このイベントは、「でんきを消して、スローな夜を。」を合言葉に、2003 年からスタートし、今年で 22 回目の開催となりました。夏至と冬至の 20 時から 22 時までの 2 時間、電気を消してキャンドルの灯りの下、思い思いに過ごすというもので、この日は東京タワーも消灯されることから、近くの増上寺では、無数のキャンドルの炎による優しく温かな光を楽しむ事が出来ます。



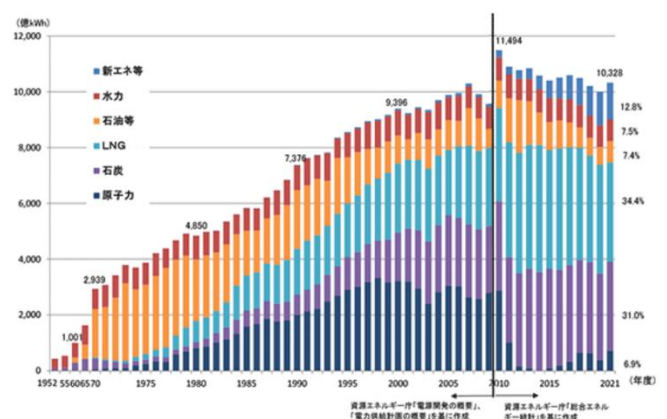
さて、6 月 21 日は「太陽光発電の日」でもあります。

太陽光発電は、文字通り太陽の光を浴びて発電しますが、一年で一番昼の長い「夏至」に記念日とすることで、エネルギー源である太陽の恵みへの感謝と、太陽光発電の更なる普及を目指すことを目的として、一般社団法人・日本記念日協会により認定・登録されました。

資源エネルギー庁の統計によると、2022 年度の国内の発電電力の割合は、化石燃料による発電、いわゆる火力発電が 72.7%と全体の 70%以上を占めており、相変わらず炭素を大量に排出する化石燃料に頼っている現状があります。次いで太陽光（9.2%）、水力（7.6%）、原子力（5.6%）、バイオマス（3.7%）、風力（0.9%）、地熱（0.3%）という順で構成されています。



原子力については、1990 年頃から 2010 年頃までの約 20 年間の比率は 30%を超え、一時期は化石燃料を超える勢



いでしたが、2013年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後急激に減少し、現状は6%を切る割合にまで比率が大きく低下しています。また、「再生可能エネルギー」は、原子力を除く太陽光以下5つの電源の合計で、約22%程度を占めるまでになってきています。(上記図出典：資源エネルギー庁)

太陽光発電は、イメージ的に最近確立された技術だと思ってしまうのですが、実は歴史がとても古く、1839年フランスのアレクサンドル・エドモン・ベクレルという学者が、金属の板に光をあてると電気が発生することを発見したことから始まっています。この年、日本ではまだ江戸時代末期(天保10年：蛮社の獄が起き、渡辺崋山、高野長英らが逮捕された年)です。

1883年(明治16年)には、アメリカのチャールズ・フリッツという発明家が、太陽電池のもとになるものを発明しました。フリッツは翌年、ニューヨーク市の屋上に



世界初、ソーラーパネルを設置しました。

但し、当時使用した半導体(セレン)の変換電気効率(光を電気に換える割合)は、僅か1%程度でした(現在一般的に販売されている太陽

電池のほとんどはシリコン系太陽電池で、これらのエネルギー変換効率は14~20%程度まで改良)。

このシリコン系太陽電池は、理論上29%の変換効率が限界と言われていますが、他の方式の電池の開発により30%以上の変換効率を達成しているものも出てきています(NEDOが開発した化合物2接合型太陽電池モジュールとシリコン太陽電池モジュールを組み合わせた太陽電池モジュールにより2022年、実用サイズモジュールで世界最高のエネルギー変換効率33.66%を達成)。

現在も主流の火力発電に使用する化石燃料は、環境に悪影響を及ぼすだけではなく、限りある資源です。現在家庭の電気代が上昇しているのは、日本が発電で使用する化石燃料の輸入が、円安や世情不安等様々な要因で高騰しているからです。

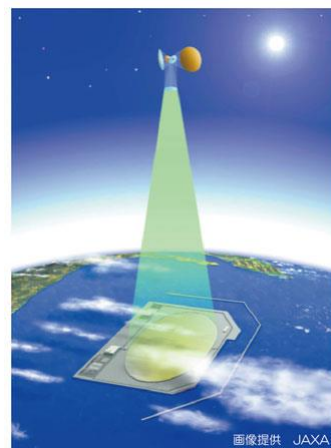
その点、地球に降り注ぐ太陽からくる放射エネルギーは無限でかつ莫大です。何せ、地球が1秒間に受ける太陽放射のエネルギー量は、 $1.75 \times 10^{14} \text{ kW} = \text{約 } 175 \text{ 兆 kW}$ になります。これは、**大きな火力発電所3000万個分**くらいのエネルギー量です。これらの「無料」エネルギーを利用しない手はありません。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)は現在、宇宙太陽光発電システム(SSPS: Space Solar Power Systems)の研究をしています。SSPSとは、宇宙空間において、太陽光エネルギーをマイクロ波またはレーザー光に変換して地球に伝送し、電力として利用するシステムです。

SSPSのメリットは下記です。

・地上の再生可能エネルギーと比較して、昼夜、天候の影響を受けにくく、エネルギー源として安定している

- ・地上と比べて強度の高い太陽光(地上の約14倍)を利用できる
- ・電力を必要としている地域へ柔軟に送電できる(地上送電網整備の負担が軽減される)
- ・発電時に温室効果ガスや廃棄物が発生しない
- ・発電衛星は地上における自然災害(地震等)の影響を受けない(地上受電サイトは複数建設することで影響を少なくできる)
- ・発電時に燃料費を必要としない
- ・化石燃料と異なり、紛争や需給逼迫に伴うエネルギー価格急騰の影響を受ける心配が少ない



画像提供 JAXA

と、実現するとメリットだらけの「夢の再生可能エネルギー」ですが、実際は未だ超えなければならない技術的な問題が多く、また、マイクロ波、レーザー等が人体や大気、航空機や電子機器等へ、どの程度悪影響を及ぼすのかも未知数です。

私たちに今できることは、新技術が一日も早く確立されることをひたすら願うことと、少しでも省エネに貢献できるよう、出来る範囲で節電することくらいでしょうか。

暑い夏も、夜は幾分過ごしやすくなります。たまには室内から外に出て、キャンドルの灯りだけで夜空を眺めながら、家族や友人と語り合うことも立派なSDGsの一部になるのではないのでしょうか。

トリニテーステム業務提携先 (令和6年7月現在)

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協(伊丹・尼崎・西宮)



トリニテーステム

国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本社：03-5227-3601
 〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階
 横浜支店：045-651-2841
 名古屋支店：052-588-2322
 関西支店：075-212-2801
 大阪事務所：06-6676-7330